

競争加入者心得

(趣旨)

第1 佐賀大学で発注する請負契約にかかる一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱については、国立大学法人佐賀大学会計規則、契約事務取扱規程及び契約事務取扱細則に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、次の各号の規定に該当しないものであって、国立大学法人佐賀大学学長が競争に付するつど、別に定める資格を有するものであること。

1 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条。なお、未成年者、被保佐人又は被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同上中、特別の理由がある場合に該当する。

2 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条。

(入札保証金)

第3 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として、落札金額の100分の5に相当する金額を佐賀大学に支払わなければならない。

(入札)

第4 競争加入者は、仕様書等を熟覧し及びこの心得を熟知して、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(入札辞退)

第5 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、入札辞退書を入札書の提出期限までに学長に提出することにより、入札を辞退することができる。

(代理人)

第6 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第7 競争加入者又はその代理人は、次の各号の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

1 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条。なお、未成年者、被保佐人又は被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同上中、特別の理由がある場合に該当する。

2 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条。

(入札場の自由入退場の禁止)

第8 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第20の立会職員以外の者は入場することができない。

第9 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第10 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は競争参加者資格者名簿に登載した旨の通知書（一般競争に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第11 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第12 入札場において、公正な執行を妨げようとしたものは、入札場から退去させるものとする。

第13 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第14 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を掲載した別紙様式による入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、且つ、その封皮に、競争加入者本人が参加する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、その代理人が参加する場合は、競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び請負に付される件名を表記し、入札公告又は指名通知に示した日時までに、その入札執行提出しなければならない。

1 請負に付される製造の表示又は供給物品名

2 入札金額

3 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

4 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及

び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)

(入札の方法)

第15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札書の記載事項の訂正)

第16 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書引換え等の禁止)

第17 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第18 学長は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(入札書の無効)

第19 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- 1 一般競争の場合において、公示に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 2 指名競争の場合において、指名していない者の提出した入札書
- 3 請負に付される件名の表示、入札金額のない入札書
- 4 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- 5 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- 6 請負件名に重大な誤りのある入札書
- 7 入札金額の記載が不明確な入札書
- 8 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 9 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 10 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 11 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- 12 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第20 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行なうものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行なう。

(落札者の決定)

第21 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると学長が認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第22 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行なうことがある。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第23 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行の事務に係りのない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第24 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から14日以内(落札者が遠隔地にある等、特別の事情があるときは、学長が合理

的と認める期間)に契約書の取り交わしを行なうものとする。

第25 落札者が第24に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第26 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第24に定める期間内に請書、その他これに準ずる書面を学長に提出しなければならない。ただし、学長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金)

第27 契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約上の義務を履行しないときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を佐賀大学に支払わなければならない。

(異議申し立て)

第28 入札をした者は、入札後、この心得、納入要項、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。